

# キャンセル規定

(Cancellation Policy)

制定日 : 2021年02月16日

改訂日 : 2021年03月17日

審査番号 : S06C-004

株式会社イー・エム・シー・ジャパン

## 株式会社イー・エム・シー・ジャパン キャンセル規定

本規定は株式会社イー・エム・シー・ジャパン(以下「当社」といいます。)サービス約款(以下「約款」といいます。)第5条第3項に基づき、当社が提供するサービスを利用するお客様が約款第3条に基づくサービス契約(試験の予約)成立後、お客様の都合等でサービス契約(予約)を取消、変更する場合に発生するキャンセル料を規定するものであり、お客様と当社の間別途締結したキャンセル料に関する契約書または取り決めが無い限り、以下の条文を適用します。

なお、本規定と約款に内容の相違、不足などがある場合は本規定に定められた内容を優先します。

### 第1条(本規定の適用範囲)

1. 本規定は、お客様がサービス契約や同契約に基づき予約された試験日を取消、変更される場合その他第3条に定める場合に適用します。
2. 本規定は、本規定右上に記載の日付を含む日以降の申し込みにかかるサービス契約から適用します。
3. 当社は本規定に定める条件を変更することができるものとします。ただし、変更前にお客様と当社間で成立したサービス契約については、当該サービス契約成立時点の規定を適用します。
4. 当社は、本規定に定めるキャンセル料の額を超える損害が発生したときは、お客様に対し、その超過額を請求することができます。

### 第2条(お客様からキャンセルの通知)

1. お客様は書面、電子メール、FAXにて当社に通知(以下「キャンセル通知」といいます。)を行うことで、サービス契約をキャンセル(予約された試験日を取消、変更する場合を含みます)することができます。
2. キャンセル通知の受付時間は当社営業日の 9:00~17:00 とし、営業時間外のキャンセルは翌営業日扱いとします。
3. お客様からのキャンセル通知が当社に届いた時点以降は、キャンセルを取消・撤回等することはできません。

### 第3条(キャンセル料金の発生)

1. お客様が次のいずれかに該当した場合、第4条の定めに従ってキャンセル料金が発生し、お客様は当社に対し、各キャンセル料金を支払わなければなりません。
  - (1) 前条に従ってお客様からキャンセル通知がなされた場合
  - (2) 電源容量、質量など試験等に必要数値が事前にお客様から提供を受けた情報と異なる場合や被試験機材・機器等の不具合・準備不足などお客様の責めに帰すべき事由により予約された試験日に試験を実施することが困難と当社が認めたとき
  - (3) 試験開始後、前号に規定する事由などお客様の責めに帰すべき事由により予定された試験を続行することが困難と当社が認めたとき
  - (4) 約款第9条第1項によってサービス契約が解除された場合
2. 前項各号の事由が発生した場合のキャンセル事由発生日は、次のとおりとします。
  - (1) 前項第1号の場合 当社がキャンセル通知を受け付けた日
  - (2) 前項第2号の場合 予約された試験日に試験を実施することが困難と当社が認めた日
  - (3) 前項第3号の場合 予定された試験を続行することが困難と当社が認めた日
  - (4) 前項第4号の場合 サービス契約が解除された日
3. サービス契約がキャンセルされた場合又は試験日の予約が取消・変更された場合でも、キャンセル料金の他に、既に実施したサービスにかかる利用料金(作業の割合に応じた金額)が発生します。
4. サービス契約がキャンセルされた場合又は試験日の予約が取消・変更された場合であっても、弊社が同意した場合には、お客様はキャンセル等された試験に関して新たな試験日等を予約することが出来ませんが、その場合でもキャンセル料の支払は免れず、その他に前項の利用料及び新たに実施する試験の利用料金が発生します。
5. 前項の新たな試験日等を予約した後、第1項に定めるキャンセル事由が生じた場合、再度、第4条に定めるキャンセル料が発生します。

### 第4条(キャンセル料金の計算)

1. 本条において、以下に掲げる用語は、次の意味を指すものとします。
  - (1) 依頼試験 サービス契約成立時に試験に必要な一定期間を確保した上で、その後、弊社において具体的な試験日を指定する方法で試験日及び試験日数を定める形式の EMC 試験

- (2) EMC 試験 前号の依頼試験を除く、その他全ての EMC 試験
- (3) 試験日 お客様が予約した試験日の初日  
 なお、依頼試験の場合、具体的な試験日が定まる前においては確保した一定期間の初日を、具体的な試験日が定まった後において当該試験日の初日を指します。
- (4) 予約日数 お客様が予約した試験の合計日数  
 なお、依頼試験の場合、具体的な試験日数が定まる前においては確保した一定期間の合計日数を、具体的な試験日数が定まった後においては、当該試験日数を指します。

## 2. EMC 試験サービス

### 2-1. 試験日前に前条第1項の事由が発生した場合(試験日までの日数は当社の営業日のみを数えます。)

- ・予約日数が合計で6日間以上の場合
 

試験日の16日前まで	無料
試験日の15日～11日前まで	全予約日数分の基本料金の10%
試験日の10日～6日前まで	全予約日数分の基本料金の30%
試験日の5日～3日前まで	全予約日数分の基本料金の50%
試験日の前々日/前日/試験当日	全予約日数分の基本料金の100%
- ・予約日数が合計で6日間未満の場合
 

試験日の10日前まで	無料
試験日の9日～7日前まで	全予約日数分の基本料金の25%
試験日の6日～3日前まで	全予約日数分の基本料金の50%
試験日の前々日/前日/試験当日	全予約日数分の基本料金の100%

### 2-2. 試験日後に前条第1項の事由が発生した場合

- ・予約日数残が合計で6日間以上の場合
 

キャンセル時の残日数が2日以下	該当日数分の基本料金の100%
キャンセル時の残日数3～5日	該当日数分の基本料金の50%
キャンセル時の残日数6～10日	該当日数分の基本料金の30%
キャンセル時の残日数11～15日	該当日数分の基本料金の10%
キャンセル時の残日数16日以降	無料
- ・予約日数残が合計で5日間以内の場合
 

キャンセル時の残日数が2日以下	該当日数分の基本料金の100%
キャンセル時の残日数が3～5日	該当日数分の基本料金の50%

## 3. 校正サービス

### 3-1. 校正開始前に前条第1項の事由が発生した場合(ご利用までの日数は当社の営業日のみを数えます。)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ご利用の10日前まで    | 無料        |
| ご利用の9日～7日前まで  | 見積料金の25%  |
| ご利用の6日～3日前まで  | 見積料金の50%  |
| ご利用の前々日/前日/当日 | 見積料金の100% |

### 3-2. 校正開始後に前条第1項の事由が発生した場合(お客様の機器不具合などにより作業を中断した場合(修理等)は以下の対応とします。)

- ・不具合解消後(修理後)、当社にて再度校正を行う場合
 

不具合発生時	見積料金の20%
再校正完了時	見積料金の残り80%
- ・校正を中止する(修理不能等の場合を含む)場合
 

校正中止時	作業の割合に応じた費用(別途見積)
-------	-------------------

 機器返却時の送料はお客様の負担とします。

## 第5条(キャンセル料金の支払い)

キャンセル料金は月末締め、翌月末払い(他の支払い条件の場合は別途相談)にて当社の指定口座に振込を行うこととします。

## 第6条(キャンセルにより発生した費用)

1. キャンセル・修理等が発生した場合、キャンセル・修理等にかかる被試験機材・機器などの運送・返却、梱包などに要する費用は全てお客様の負担とします。
2. お客様の依頼によりお客様に代わり当社が別途手配したレンタル品等の費用、不具合等を解消するための費

用はすべてお客様の負担とします。

3. キャンセル料金は非課税とします。

第7条(準拠法)

本規定は、日本法に基づいて解釈されるものとします。

第8条 (裁判管轄)

本規定に基づく業務の遂行に関し、訴訟の必要性が生じた場合、お客様及び当社は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条 (協議事項)

本規定に定めのない事項及び本規定の各事項の解釈に疑義が生じた場合には、両者間で信義誠実の精神を持って協議の上、これを解決するものとします。

【EMC 試験サービスのキャンセル料金表】(%)

試験日からの日数	月							火							水							木							金							土							日						
	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	試験日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20												
試験 6日以上	0	10						30						50						100	100	100	/																										
試験 開始前 6日未満	0	0	0	0	0	0	0	0	25	50						100	100	100	/																														
試験 開始後 6日以上	/														100	100	50	50						30	30						10	/																	
試験 開始後 6日未満	/														100	100	50	50						/																									

以上